

第8章 原子力災害対策

本市は、浜岡原子力発電所から東へ約 110 km 離隔しており、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね 30 km）の外に位置しているが、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域に位置する可能性は否定できない。

このため、UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸引による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。したがって、プルーム通過時の防護措置を講ずる必要があることから以下に必要な事項を記述する。

第1節 想定する災害

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

（原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態）

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、エアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）等がある。これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

第2節 モニタリング体制等

市は、県の環境放射線モニタリング体制や大気中放射性物質拡散計算システムなどの情報伝達ネットワークを通じて、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響に関する情報を入手する。

第3節 医療及び防護資機材等の整備

1 医療活動用資機材等の整備

市は、県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 市は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するため、防護服、防護マスク、アラームメータ、安定ヨウ素剤等の資機材をあらかじめ整備するものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

(1) 市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における県の指示に従い、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

- (2) 放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

OIL1、2と防護措置

基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
OIL1 地表面から放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL2 地表面から放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

(注) ※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の運用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

※3「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、当該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所及び福祉避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害のある人、乳幼児、児童、妊産婦の避難所及び福祉避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- (2) 市は、住民等への情報提供に当たっては、県と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、県や関係市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

2 県内全市町への情報伝達

県は、原子力災害の状況、県や国、関係市等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。